

平成 30 年 9 月 27 日

公示第 5 8 7 号

「高額療養費および合算高額療養費支給手続規程」
の一部を次のとおり変更する。

電通健康保険組合の「高額療養費および合算高額療養費支給手続規程」の一部を、次のとおり改正する。

第 2 条中「当該申請書を組合が受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす」を、「当該申請書を組合が受領したときにおいて、70 歳以上一部負担金等世帯合算額が健康保険法施行令第 42 条に定める額を超える場合、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす」に改める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

	9 月 27 日から
掲示期間	_____
	10 月 04 日まで